

【給付対象の例】

給付対象となる期間

- ① 年間を通じて喫食していない（アレルギー、不登校、宗教上の理由） → **対象**

R8.4月 R9.3月

アレルギー、不登校、宗教上の理由等により停止

1年間の在籍学級における給食実施回数が196回あった場合 → $330 \text{円} \times 196 \text{日} = 64,680 \text{円}$

- ② 不登校だった児童が、後期から登校再開した → **対象**

R8.4月 7月 R9.3月

不登校

登校再開

4月から7月まで停止届提出

給食停止期間中の在籍学級における給食実施回数が69回あった場合 → $330 \text{円} \times 69 \text{日} = 22,770 \text{円}$

- ③ 停止期間が複数あり、給食停止期間中の給食実施回数の合計が30回以上 → **対象**

R8.4月 R9.3月

停止	停止	停止	停止	停止	停止
5日	5日	5日	5日	5日	5日

給食停止期間中の在籍学級における給食実施回数が30回あった場合 → $330 \text{円} \times 30 \text{日} = 9,900 \text{円}$

- ④ 停止期間が複数あり、給食停止期間中の給食実施回数が30回未満 → **対象外**

R8.4月 5日 5日 5日 5日 5日 R9.3月

停止	停止	停止	停止	停止
5日	5日	5日	5日	5日

5日 × 5回 = 25回

給食停止期間中の在籍学級における給食実施回数が30回未満のため対象外

- ⑤ 6月の1か月間入院、停止届を提出 → 給食停止期間中の給食実施回数が30回未満

R8.4月 6月の1か月間給食停止：給食提供回数22回 R9.3月

停止

一時的なものは対象外

6月1日から6月30日までの給食停止届提出 → 給食停止期間中の給食実施回数が22回

- ⑥ 不登校で月の半分は登校できていない、給食は停止していない → **対象外**

R8.4月 6月の1か月間給食停止：給食提供回数22回 R9.3月

停止

一時的なものは対象外